

**インボイス制度における
事業者の売上げに係る消費税額・控除対象消費税額(仕入れ)の計算方法**

【売上げに係る消費税額】

【控除対象消費税額(仕入れ)】

計算方法	適用	計算方法
<p>割戻し計算</p> <p style="text-align: center;"><u>課税標準額</u> × 7.8/100</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">課税期間中の 課税売上高 (税込) × 100/110</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p style="text-align: center;">課税期間中の (課税売上高 (税抜) + 仮受消費税等) × 100/110</p>	○	<p>積上げ計算</p> <p style="text-align: center;"><u>インボイス等に記載された消費税額の合計額</u> × 78/100</p>
	○	<p>帳簿積上げ計算</p> <p style="text-align: center;"><u>帳簿に記載した消費税相当額の合計額</u> × 78/100</p> <p>※ 課税仕入れの都度、端数処理 (切捨て又は四捨五入) した後の課税仕入れに係る消費税相当額を帳簿に記載している場合</p>
	○	<p>割戻し計算</p> <p style="text-align: center;"><u>税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額</u> × 7.8/110</p>
<p>積上げ計算</p> <p style="text-align: center;"><u>インボイス等に記載した消費税額等の合計額</u> × 78/100</p> <p>※ 「インボイス」又は「税額記載のある簡易インボイス」の写しを保存している場合</p>	○	積上げ計算
	○	帳簿積上げ計算
	×	割戻し計算
<p>割戻し計算と積上げ計算を併用</p>	○	積上げ計算
	○	帳簿積上げ計算
	×	割戻し計算

(注) 上記の例は、税率10%の取引のみであることを前提としたもの。消費税額及び控除対象消費税額は国税分のみ計算。